

## 令和2年産果樹共済（ぶどう、もも）の共済金支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は令和2年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

### 1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	<b>R2</b>	<b>910</b>	<b>395,170,400</b>
	（参考）H31	699	257,560,100
	対比	130.2%	153.4%
もも	<b>R2</b>	<b>176</b>	<b>60,066,800</b>
	（参考）H31	451	198,023,600
	対比	39.0%	30.3%
合計	<b>R2</b>	<b>1,086</b>	<b>455,237,200</b>
	（参考）H31	1,150	455,583,700
	対比	94.4%	99.9%

※かき、りんごについては翌年1月に決定し、支払われる予定です。

令和2年産のぶどう・ももの共済金支払総額は、4億5,500万円余りとなり、過去10年間で2番目に多い支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・ももの合計の約86.8%を占めている。梅雨入り以降の長雨による裂果・着色不良、べと病や晩腐病<sup>おそぐされびょう</sup>が発生し、過去10年間で最も多い支払額となった。

ももについては、せん孔細菌病が大発生した昨年を大きく下回ったものの、今年も発生が見られ、過去10年間で3番目に多い支払額となった。

### 2 支払年月日 令和2年12月21日から

### 3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは令和2年産果樹共済に加入し、一定の減収割合に達した組合員が対象となります。

基準となる収穫量に対し、加入者が選択した支払開始割合（3割、4割、5割のいずれか）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

## 4 主な被害の概況

### (1) ぶどう

本年のぶどうにおいては、開花期には高温・乾燥状態となり花振るいが発生し、梅雨入り以降の曇雨天やその後の高温により着色不良が発生した。また、梅雨の長雨によりべと病や晩腐病、裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

#### ① 病害

〔内容〕梅雨入り以降の長雨により、病害防除の十分な効果が得られなかった園では、べと病や晩腐病が発生した。

#### ② 高温・乾燥害等

〔内容〕4月下旬から5月下旬にかけて高温・乾燥となり、この時期に開花期を迎えていた地域で花振るいが発生した。

梅雨入り後の6月上旬から7月下旬は曇雨天が続き、この時期に着色期を迎えていた早場地域のデラウェアで着色不良が発生した。

一方、8月上旬から9月中旬にかけては高温状態で夜温も下がらなかったため、この時期に着色期を迎えていた遅場地域のデラウェア、大房系（巨峰、ピオーネ等）で着色不良が発生した。

#### ③ 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕梅雨の長雨や、8月の高温・乾燥後の降雨により、デラウェアや大房系（巨峰、ピオーネ、甲斐路等）に裂果が発生した。

### (2) もも

本年のももについては、春先の強風や梅雨入り以降の降雨により、県内全域でせん孔細菌病が発生した。また、梅雨の長雨により、裂果が発生した。

主な被害については以下のとおりである。

#### ① 病害

〔内容〕4月下旬以降の強風、梅雨入り以降の降雨により、県内全域でせん孔細菌病が発生し、果実への感染が見られた。

#### ② 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕梅雨入り以降の降雨により、この時期に果実肥大期を迎えていた品種で裂果が発生した。

## 5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	令和2年産のぶどうの支払共済金は、過去10年間で最も多い支払額となった。ぶどうの過去10年間の平均額（約13,500万円）を大きく超える額となった。
もも	令和2年産のももの支払共済金は、過去10年間で3番目に多い支払額となった。ももの過去10年間の平均額（約5,000万円）を超える額となった。

## 6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
  - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
  - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります）
  - ・ 農家単位で減収量を算定

## 7 果樹共済の加入申込について

現在、令和3年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に令和4年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

いずれも農家単位で補償し、加入できる樹種は、ぶどう、もも、すもも、りんご、かきの5つです。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

**お問合せ**  
**山梨県農業共済組合 本所（NOSA I 山梨）**  
Tel 055-228-4711 事業2課